

埼玉県の一ちごを活用した観光の魅力発信業務委託企画提案競技に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
募集要項 5 (2) 応募資格	「物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和 6 年 7 月 19 日埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分『催物、映画、広告、その他の業務』のうち小分類『広告代理業務』に登録されていること。」とあるが、申請中でも良いか。	参加希望書の提出期限（4 月 1 1 日）1 5 時時点で登録されていることが、当企画提案競技の参加要件となります。この時点で未登録の事業者は審査対象外です。
募集要項 5 (2) 応募資格	応募資格(2)に下記記載がございますが、 「4 月 11 日の企画提案参加希望書の提出期限」までに登録が必須でしょうか。 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち小分類「広告代理業務」に登録されていること。	同上
仕様書 4 (1) 全般	「県内のいちご狩りの魅力を伝える記事の制作」とありますが、こちら記事制作の本数や文字数などの目安はありますか？	一律の目安は定めておりません。予算の範囲内で、効果的な情報発信に資する記事本数・文字数を設定ください。

質問項目	質問内容	回答
仕様書 4 (2) ア	「観光情報誌への誌面広告」の媒体について、優先的に検討している媒体があるか。また雑誌等ではなく観光情報 web メディア上の広告は対象となるか。	優先的に検討している媒体はありません。 また、当業務委託では、雑誌等（観光情報誌）と観光情報 web メディア（受託者が保有するホームページやウェブメディア等）双方に掲載いただくこととしています。
仕様書 4 (2) ア	制作した記事について「誌面広告を掲載」とありますが、想定しているページ数や時期などがありますか？	ページ数は提案内容によりますが、県としては 4 ページ程度を想定しています。いちご狩りのシーズンを見据えた注目度の高まる時期に発信をお願いします。
仕様書 4 (2) ウ	SNS 広告の活用とありますが、この SNS は埼玉県庁が保有している「ちょこたび埼玉観光情報局」アカウントを活用することは可能でしょうか？ もしくは、別途で自社で保有しているアカウント等での活用を想定していますでしょうか？	受託者が保有するアカウント等の活用を想定しています。
仕様書 4 (2) (3)	誌面広告の掲載及びインフルエンサーのアカウントに関しては、最低件数や目安となる掲載件数がありますでしょうか。	誌面広告の掲載数は 1 件以上、インフルエンサーについては複数名選定の上、1 名につき 1 投稿以上の発信をお願いします。
仕様書 4 (3) ア	インフルエンサーについて、フォロワー数・ジャンルなどの選定基準があるか。	フォロワー数の選定基準はありません。ターゲットとして設定した「情報感度が高く行動力のある 20 代から 40 代の女性」に訴求するインフルエンサーをご提案ください。
仕様書 4 (3) ア	インフルエンサーについて、複数名選定とありますが、最低何人以上や、フォロワー数などの縛りがありますか？	同上
仕様書 4 (3) オ	SNS での発信内容について委託者が所有しているアカウントを活用することは可能か。アカウントの有無。	県が保有するアカウントの活用の提案は想定していません。